

第101回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
神保町三井ビルディング 10階

東洋建設株式会社 本社

（末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

議決権行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時

目次

招集ご通知

第101回定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

株主総会参考書類

<会社提案>

第1号議案 剰余金の配当の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役11名選任の件	9
第4号議案 監査役2名選任の件	28
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	35
第6号議案 取締役及び執行役員向け株式報酬制度に係る額及び内容改定の件	36

<株主提案>

第7号議案 取締役9名選任の件	39
第8号議案 監査役1名選任の件	54
第9号議案 取締役の報酬額改定の件	61

証券コード 1890

2023年6月8日

(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株 主 各 位

本 店 大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
本 社 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

東洋建設株式会社

代表取締役社長 武 澤 恭 司

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.toyo-const.co.jp/ir/shareholder/meeting>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「第101回（2022年4月1日～2023年3月31日）」に掲載している書類をご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1890/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「東洋建設」または「コード」に「1890」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができませんので、株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング10階 東洋建設株式会社 本社
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">第103期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第103期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p><会社提案></p> <p>第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件 第5号議案 取締役の報酬額改定の件 第6号議案 取締役及び執行役員向け株式報酬制度に係る額及び内容改定の件</p> <p><株主提案></p> <p>第7号議案 取締役9名選任の件 第8号議案 監査役1名選任の件 第9号議案 取締役の報酬額改定の件</p> <p>上記各号の議案の内容等は、株主総会参考書類に記載のとおりであります。</p>

4. 招集に当たっての 決定事項

- ・議決権を行使される際は、5頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。
- ・議決権行使書において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、会社提案には「賛」、株主提案には「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・当社定款第19条において当社の取締役の員数は15名以内、同第31条において当社の監査役の員数は4名以内とそれぞれ定められております。他方、＜会社提案＞第3号議案では取締役11名の選任を、＜株主提案＞第7号議案では取締役9名の選任をそれぞれ提案しており、また、＜会社提案＞第4号議案では監査役2名の選任を、＜株主提案＞第8号議案では監査役1名の選任をそれぞれ提案しており、各議案の選任結果によっては、当社定款に定める取締役及び監査役の定員枠を超えてしまう可能性があります。かかる場合は、原則として、インターネット等または書面（郵送）による議決権行使を含め、過半数のご賛同を得た候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、定員数（取締役15名、監査役4名）を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い候補者から順に取締役15名、監査役4名を上限として選任するものといたします。なお、第3号議案及び第7号議案の両議案、また第4号議案及び第8号議案の両議案について、賛成の議決権を行使できる候補者の上限を設ける取り扱いはいたしません。
- ・会社提案である第5号議案「取締役の報酬額改定の件」と株主提案である第9号議案「取締役の報酬額改定の件」は両立しない議案となります。したがって、両議案に賛成された場合、双方につき無効となりますのでご注意ください。
- ・代理人により議決権を行使される場合は、代理人は株主様ご本人の議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面をご提出ください。ただし、代理人は当社の議決権を有する他の1名とさせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

本定時株主総会においては、株主様1名より、株主提案が行なわれており（第7号議案から第9号議案まで）、当社取締役会は、これに反対しております。詳細は39頁から61頁をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、第1号議案から第6号議案には「賛成」、第7号議案から第9号議案には「反対」の議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

※議決権行使書において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、会社提案には「賛」、株主提案には「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時00分当社到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時00分受付分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

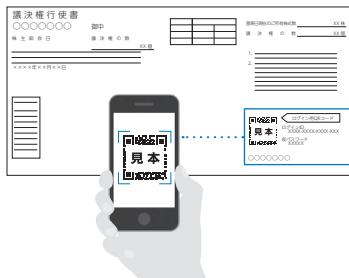
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

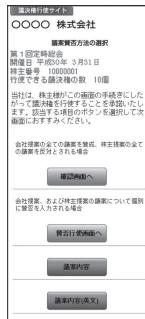
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

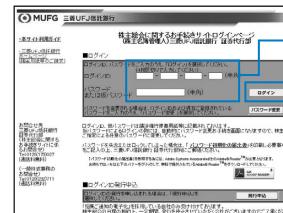
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

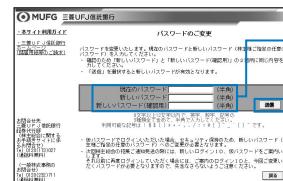
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

会社提案（第1号議案から第6号議案まで）

第1号議案 剰余金の配当の件

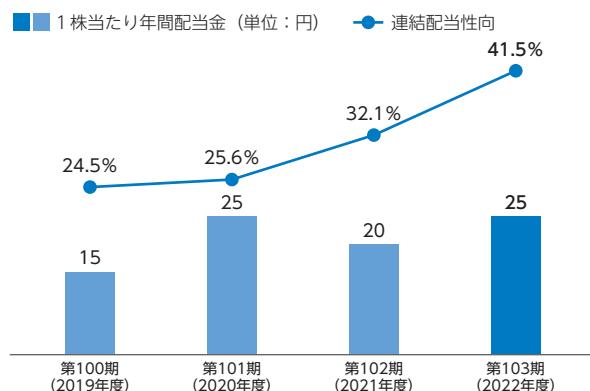
当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と位置付けており、洋上風力発電建設市場への参画に向けた設備投資や技術開発、海外事業の更なる展開等に備え、内部留保の充実を図りながら、長期的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

また、2022年度を最終年度とする前中期経営計画における数値目標「連結自己資本700億円以上」「連結営業利益3年合計300億円」を達成いたしました。

上記に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額	普通株式1株につき金 25円 配当総額 2,358,176,300円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月28日

（ご参考）1株当たり年間配当金の推移



第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更理由

成長ドライバーである洋上風力事業への本格参入に向け、当社の海洋土木の強みを生かし海底ケーブルや着床式基礎、浮体における係留分野など多様なポジションでの参画を企図しております。この事業領域の拡大に対応するため、現行定款第2条に目的事項の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～18 (条文省略)	1～18 (現行どおり)
< 新設 >	<u>19 内航海運業、海上運送事業、港湾運送事業</u>
<u>19</u> 前各号に附帯関連する一切の事業	<u>20</u> 前各号に附帯関連する一切の事業

第3号議案

取締役11名選任の件

1. 提案の要領

取締役8名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。つきましては、3名増員し、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位及び担当			
1	おおばやし はる ひさ 大林 東 壽	取締役 専務執行役員 土木事業本部長 兼安全環境部管掌	再任		
2	ひら た ひろ み 平 田 浩 美	取締役 執行役員副社長 建築事業本部長 兼安全環境部管掌	再任		
3	さ とう まもる 佐 藤 護	取締役 常務執行役員 経営管理本部副本部長	再任		
4	なか むら たつ よし 中 村 龍 由	常務執行役員 土木事業本部副本 部長兼洋上風力部管掌	新任		
5	みや ぎき あつし 宮 崎 敦	経営管理本部 法務部長	新任		
6	ふじ たに やす ゆき 藤 谷 泰 之	取締役	再任	社外	独立員
7	なる さわ たかし 鳴 澤 隆		新任	社外	独立員
8	おお たけ かず お 大 武 和 夫		新任	社外	独立員
9	まつ なが あき ひこ 松 永 明 彦		新任	社外	独立員
10	にし かわ たい ぞう 西 川 泰 藏		新任	社外	独立員
11	しげ もと あき こ 重 本 彰 子		新任	社外	独立員

2. 提案の理由

- (7) 当社の新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に繋がること

当社は、2023年3月23日に、2023年度を初年度とする5か年の中期経営計画「東洋建設グループ中期経営計画(2023-2027)」(以下「新中期経営計画」といいます。)を策定いたしました。新中期経営計画では、さらなる「レジリエント企業」への進化に向けて、従来3か年であった中期経営計画の期間を5か年に延長し、①“守りから攻め”への転換、②“高収益モデル”への転換、③“資本効率経営”への転換を3つの柱とする、大きな経営の転換を実行することとし、以下の経営数値目標を掲げました。

2027年度(2028年3月期)連結目標

売上高	2,350億円以上
営業利益	150億円以上
当期純利益	90億円以上
ROE	12.0%以上
D/Eレシオ	0.4前後
株主還元	計画1年目(2023年度)～3年目(2025年度)の配当性向を100%(下限50円)とする 計画4年目(2026年度)以降は、自己資本比率40%を目安に積極的な配当(下限50円)を継続する

当社は、2027年度(2028年3月期)までの5か年で、この大きな経営の転換を着実に実行することで、2029年に迎える創立100周年に向けて、環境変化にフレキシブルに対応し、厳しい環境に自ら挑戦するレジリエント企業へと進化し、当社の経営理念である「夢と若さをもって全員一致協力し、新しい豊かな技術で、顧客と社会公共に奉仕することに努め、会社の安定成長と従業員の福祉向上を期する」を希求し、具体的な重点施策を実施することにより、経営目標を達成します。

当社は、当社及び当社株主である合同会社Yamauchi-No.10 Family Office(商号変更前の合同会社Vpg。以下「YFO」といいます。)及び株式会社KITE(両者を併せて以下「YFOR」と総称します。)から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、2023年3月23日公表の新中期経営計画の前提としている財務予測に基づく当社の株式価値の算定を依頼し、2023年5月23日付けで、株式価値算定書を取得いたしました。

同算定書で算定された、新中期経営計画の前提としている財務予測に基づくDCF分析における当社株式1株当たりの株式価値の範囲との比較を踏まえ、当社取締役会としては、新中期経営計画を遂行することにより実現できる当社の本源的価値は、YFOらが2022年5月18日に当社に対して申込みを行った公開買付けの公開買付価格1,000円よりも相対的に優位であり、新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がると判断いたしました。

以上から、当社は、当社の新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がると確信しております。詳細については、2023年5月24日付けの当社の「合同会社Yamauchi-No.10 Family Office(旧合同会社Vpg)及び株式会社KITEによる当社株式に対する公開買付けの申込みに関する意見表明(反対)のお知らせ」(以下「YFO提案に対する意見表明プレスリリース」といいます。)もご参照ください。

○2023年5月24日付けプレスリリース

- ・合同会社Yamauchi-No.10 Family Office(旧合同会社Vpg)及び株式会社KITEによる当社株式に対する公開買付けの申込みに関する意見表明(反対)のお知らせ
(<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/20230524-1.pdf>)

(イ) **新中期経営計画を実現するためには、当社提案の取締役候補者による経営が不可欠であること**

当社は、この度策定いたしました新中期経営計画に至るまでに過去3回の中期経営計画を策定しておりますが、その全てにおいて当初定めた数値目標を達成しております。これは、当社取締役会が当社の事業基盤への深い理解に基づき、海上土木事業を中心に陸上土木、建築、海外事業等、当社の各事業の着実な成長を実現してきた証左であるものと考えております。

当社は、当社事業のさらなる成長を図るために、現経営陣による着実な事業運営を引き継いだ上で、当社の事業基盤への深い理解に基づき長期的な視野に立って当社の成長を実現できる人財によって新たな中期経営計画を策定することが必要であると判断し、上記(ア)のとおり、新中期経営計画を策定いたしました。このような視点に立って策定された新中期経営計画では、洋上風力市場へ参入し、同市場の海上工事分野でトップクラスのシェアを獲得していくためには2027年度までの5か年の経営が最も重要であるとの判断のもと、計画期間をこれまでの3か年ではなく5か年としております。新中期経営計画の策定に当たっては、土木事業及び洋上風力分野に関する重点施策については、現任の土木事

業本部長である大林東壽氏及び土木事業本部副本部長兼洋上風力部管掌である中村龍由氏が中心となって策定し、また、建築事業に関する重点施策については現任の建築事業本部長である平田浩美氏が中心となって策定いたしました。また、現任の経営管理本部副本部長である佐藤護氏が、経営基盤の強化に資する人財戦略等の重点施策を策定するとともに、各事業分野の施策を踏まえて新中期経営計画の取り纏めを行いました。

新中期経営計画で掲げる重点施策(成長ドライバーの推進、既存事業の深耕、経営基盤の強化、資本効率経営への転換)を強力に推進するためには、当社の基盤事業である土木事業を長年にわたり率い、新中期経営計画の策定に関与した大林東壽氏を代表取締役社長とし、建築事業を長年にわたり率い、同じく新中期経営計画の策定に関与した平田浩美氏を代表取締役副社長として経営を行っていくことが不可欠であると考えております。また、同様に新中期経営計画の策定に関与した佐藤護氏及び中村龍由氏が業務執行取締役として経営に関与する必要があるとともに、現任の経営管理本部法務部長として、当社の各事業分野に精通し経営管理に関する豊富な経験と幅広い知識を有する宮崎敦氏の存在が不可欠です。

また、社外取締役に関しては、新中期経営計画を策定し新たな飛躍を目指すタイミングを区切りとして、現任社外取締役が任期満了と同時に退任することを予定していましたが、業務執行取締役に対する助言の連続性を確保するため藤谷泰之氏が留任した上で、中長期的な企業価値向上の視点から豊富な経験と専門的な知見に基づく助言や、客観的、中立的な立場から監視、監督できる社外取締役候補者を候補としております。

(ウ) 当社提案の取締役候補者の構成が最適であること

a. 当社の事業規模、同業他社の取締役人数等に鑑みて、11名が最適な取締役人数であること

当社の定款における取締役会の員数上限は15名となっておりますが、新中期経営計画の推進及びさらなるガバナンス体制の強化のため、当社は取締役会の適切な規模について改めて検討いたしました。当社の新中期経営計画を強力に推進していくためには、事業を率いる社内取締役は現状と同様5名必要と考え、その上で、さらなるガバナンス強化を目指し社外取締役が過半数となる構成とすることが当社企業価値向上のためには、最も適切な構成であると考えました。当該構成の取締役会とすることで、取締役会の規模が過大なものとはならず、様々なスキル・経験を有するメンバーによる有意義かつ実質的な討議が可能であると判断いたしました。

併せて、当社と同規模を有すると考えられる上場会社の取締役会の人数を以下の3つのパターンで調査したところ、いずれの条件においても取締役会の人数は8名～9

名が平均値であり、そのうち社内取締役は5名～6名が平均値であるという結果が得られました。

時価総額500億円～1,000億円：8.8名(うち社内取締役5.4名)

時価総額500億円～1,000億円かつ監査役会設置会社：8.29名(同5.2名)

売上規模1,000億円～2,000億円：8.9名(同5.5名)

さらに、当社が新中期経営計画の最終年度目標として掲げる売上高2,500億円以上の売上高を有する企業の取締役会の人数を調査したところ、平均して10.0名(うち社内取締役5.8名)という結果が得られております。

以上より、当社の社内取締役の人数である5名は同規模の上場企業の平均値とほぼ一致しており、さらなるガバナンス向上のために取締役会において社外取締役が過半数となる6名の候補者を選任することで、取締役会全体で11名となったとしても決して過大であるということはなく、寧ろ充実した議論のためには適切な取締役会構成であると考えております。

b. 会社提案の取締役候補者のスキル・マトリックスについて

当社は、新中期経営計画の実現を効果的・効率的に図ることができるガバナンス体制を模索してまいりました。取締役会の多様性の向上の観点から、女性取締役を選任し、独立社外取締役が過半数となる取締役会構成としております。また、スキルセットの観点では現在設定しているスキルは継続的に重要な要素であるという前提のもと、当社の成長ドライバーである洋上風力市場への新規参入や海外建設事業のローカル化加速等を推進するために必要となる「新規投資・事業開発の知見」、「法務・リスクマネジメントの経験」、「グローバル経験」を重要なスキルセットとして設定しております。

■会社提案の取締役候補のスキル・マトリックス
(新規投資・事業開発を新たなスキルと設定)

		氏名	経営管理	営業	技術・ICT	グローバル	サステナビリティ	財務・会計	法務・リスク マネジメント	新規投資・ 事業開発
当社候補者	社内	大林東壽	●	●	●	●	●			●
		平田浩美	●	●	●		●			●
		佐藤護	●	●			●	●	●	●
		中村龍由	●	●	●					●
		宮崎敦	●			●		●	●	
	社外	藤谷泰之	●	●		●	●	●	●	●
		鳴澤隆	●			●	●	●	●	●
		大武和夫				●		●	●	
		松永明彦	●			●	●	●	●	●
		西川泰藏	●		●	●	●			●
	重本彰子	●			●	●	●	●		
YFO提案候補者	社内	吉田真也								
		登坂章								
	社外	内山正人								
		岡田雅晴								
		加藤伸一								
		名取勝也								
		山口利昭								
		松木和道								
村田恒子										

保有スキル不明

※株主提案候補者については面談を実施できておらず、どの程度のスキルを有しているかについて未確認であるため、スキルマトリックスは空欄としております。

(I) YFOによる株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）に記載されているガバナンス上の問題点は存在しないこと

YFOは本株主提案において、「現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点」と題して、当社にガバナンス上の「問題点」があることを主張しています。しかしながら、YFOが主張するこれらの「問題点」はいずれも事実と反しています。 YFOは、「問題点」について、何らの具体的、客観的な根拠も示さないまま、当社との長時間に及ぶ口頭でのやりとりの一部分を本来の文脈とは異なる形で、かつ自己に都合の良いように一方的に切り取って羅列しているに留まります。 YFOが主張するガバナンス上の「問題点」が存在しないことは、当社の2023年3月28日付けの「Yamauchi-No.10 Family Office が主張する当社のガバナンス上の『問題点』・『疑惑』に関する事実関係について」及び当社の2023年5月24日付けの「役員候補者及び報酬額改定に関する会社提案議案の決定並びに株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」に記載したとおりです。

○2023年3月28日付けプレスリリース

- ・ Yamauchi-No.10 Family Office が主張する当社のガバナンス上の「問題点」・「疑惑」に関する事実関係について
(<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/03/20230328-1.pdf>)

○2023年5月24日付けプレスリリース

- ・ 役員候補者及び報酬額改定に関する会社提案議案の決定並びに株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ
(<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/20230524-3.pdf>)

(オ) 当社取締役候補者の選定については、当社の役員指名・報酬委員会における協議を踏まえ、取締役会において慎重に検討・審議した結果であること

当社の有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、当社の取締役候補者の指名に当たっては、経営の意思決定に必要である広範な知見を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における多様な実績を有すること等に基づき、その選解任を社外取締役が過半数を占める役員指名・報酬委員会(代表取締役2名及び社外取締役3名)において協議した上で、取締役会が決定いたします。

本定時株主総会における会社提案の取締役候補者を決定するに当たっても、役員指名・報酬委員会による協議をした上で、その協議を踏まえて取締役会として慎重に検討・審議して決定しており、当社のコーポレート・ガバナンス上必要な手続を履践しております。

(カ) 各候補者の略歴・提案理由

候補者番号

1

おお ばやし はる ひさ
大 林 東 壽

所有する当社の株式数

27,900株

当期における取締役会への出席状況

30/30回 (100%)



(1959年8月21日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2005年 4月 九州支店 土木部長
2011年 4月 関東支店 土木部長
2015年 4月 土木事業本部 土木部長
2016年 4月 執行役員 土木事業本部 土木部長
2017年 8月 執行役員 国際支店 副支店長兼工事部長
2019年 4月 常務執行役員 土木事業本部長兼安全環境部管掌
2019年 6月 取締役(現任)
2021年 4月 専務執行役員 土木事業本部長兼安全環境部管掌(現任)

[取締役候補者とした理由]

大林氏は、土木工事の施工管理に従事し、土木部長、国際支店副支店長兼工事部長等を経て、現在は専務執行役員として土木事業本部長を務め、力強いリーダーシップのもと、技術力・現場力・組織力の強化を推進し、当社の確固たる収益基盤である官庁土木事業のシェア確保に取り組み、2021年3月期の当社過去最高益の計上に寄与する等の実績を上げております。また、当社の成長ドライバーである洋上風力事業参入に向けた技術開発に取り組んでまいりました。

これまでの実績に加え、国内外における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社土木事業をはじめとして当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

ひら
平

た
田

ひろ
浩

み
美

所有する当社の株式数

41,500株

当期における取締役会への出席状況

30/30回 (100%)



(1957年3月11日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年 4月 当社入社
- 2006年 4月 建築本部 建築部長
- 2011年 4月 執行役員 大阪本店建築事業統括
- 2013年 1月 執行役員 建築事業本部副本部長兼建築部長
- 2014年 4月 常務執行役員 建築事業本部長
- 2014年 6月 取締役(現任)
- 2016年 4月 専務執行役員 建築事業本部長
- 2018年 4月 専務執行役員 建築事業本部長兼安全環境部管掌
- 2022年 7月 執行役員副社長 建築事業本部長兼安全環境部管掌(現任)

[取締役候補者とした理由]

平田氏は、建築工事の施工管理に従事し、建築部長等を経て、現在は執行役員副社長として建築事業本部長を務め、建築事業本部長就任当時に苦境だった建築事業において力強いリーダーシップのもと、徹底的に稼ぐ力や変化する社会ニーズへの対応力を磨き、技術力とコスト競争力の強化に取り組み、建築事業を土木事業と並ぶ収益の柱に成長させ、前中期経営計画における戦略も確実に実行してまいりました。これまでの実績に加え、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社建築事業の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

さ
佐

とう
藤

まもる
護

所有する当社の株式数

2,800株

当期における取締役会への出席状況

18/18回 (100%)
(2022年6月就任後)



(1969年12月12日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1994年4月 当社入社
- 2002年2月 株式会社オリエント・エコロジー 総務部長(出向)
- 2011年4月 管理本部購買部 購買課長
- 2015年7月 経営戦略室 課長
- 2016年4月 秘書部長
- 2020年4月 経営管理本部総務部長兼秘書部長
- 2021年4月 執行役員 経営管理本部副本部長兼総務部長兼秘書部長
- 2022年4月 常務執行役員 経営管理本部副本部長兼総務部長兼秘書部長
- 2022年6月 取締役(現任)
- 2022年7月 常務執行役員 経営管理本部副本部長(現任)

[取締役候補者とした理由]

佐藤氏は、購買・工事事務に従事し、新規事業会社での総務部長、経営戦略室課長、総務部長等を経て、現在は常務執行役員として経営管理本部副本部長を務め、優れた見識のもと中長期的な経営戦略や資本政策の検討のほか、国内土木・国内建築・海外建設の各事業の進捗に寄与し、前中期経営計画の実現及び新中期経営計画の策定に取り組んでまいりました。

これまでの実績に加え、経営管理全般に関する豊富な知識と幅広い知見を有しており、当社の企業価値向上の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

なか
中

むら
村

たつ
龍

よし
由

所有する当社の株式数

5,500株

当期における取締役会への出席状況

— / — 回 (—%)



(1962年6月4日生)

新 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2007年4月 東京営業所長
2012年4月 関東支店 土木営業第一部長
2016年4月 関東支店 副支店長兼営業第一部長
2018年4月 関東支店 副支店長
2019年4月 執行役員 関東支店長
2022年4月 常務執行役員 土木事業本部副本部長（営業担当）兼関東支店長
2023年4月 常務執行役員 土木事業本部副本部長兼洋上風力部管掌（現任）

[取締役候補者とした理由]

中村氏は、土木工事の施工管理及び営業に従事し、基幹支店において官庁土木の営業部長、支店長等を経て、現在は常務執行役員として土木事業本部副本部長並びに洋上風力部管掌役員を務め、官庁工事における業界シェア拡大、土木営業力の強化に取り組んできたほか、これまでの知見を活かし、当社の成長ドライバーである洋上風力事業の担当役員として競争力及び収益力の強化に向けて事業戦略の遂行に注力しております。

これまでの実績に加え、豊富な経験と幅広い知見のほか優れた判断力を有していることから、選任後に土木事業本部長として当社土木事業の推進にあたるのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

みや
宮

ざき
崎

あつし
敦

所有する当社の株式数

600株

当期における取締役会への出席状況

— / — 回 (—%)



(1960年7月8日生)

新

任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2002年 6月 横浜支店 総務部長兼品質保証室長
2008年 4月 総合監査部長
2009年 4月 管理本部 総務部長
2015年 4月 国際支店 総務部長
2019年 4月 経営管理本部 法務部長（現任）

〔取締役候補者とした理由〕

宮崎氏は、総務・法務事務に従事し、支店総務部長、本社総務部長等を経て、現在は経営管理本部法務部長を務めており、コンプライアンスやリスクマネジメントの推進に取り組んでまいりました。また、海外業務を担当する国際支店の総務部長も歴任しており、海外建設事業にも精通しております。

これまでの実績に加え、国内外における経営管理に関する豊富な知識と幅広い知見を有していることから、当社のガバナンス強化及び企業価値の向上の推進に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

ふじ
藤

たに
谷

やす
泰

ゆき
之

所有する当社の株式数

0株

当期における取締役会への出席状況

17/18回 (94%)
(2022年6月就任後)



(1958年3月26日生)

再 任

社 外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 三井物産株式会社入社
1996年3月 米国三井物産株式会社 ニューヨーク本店 重化学機械部GM
2006年4月 三井物産株式会社 プロジェクト本部 プロジェクト開発第三部長
(北中南米)
2008年4月 同社 プロジェクト本部 電力事業部長
2012年4月 同社 欧州・中東・アフリカ副本部長兼中東三井物産株式会社 社長
2013年4月 同社 執行役員
2015年4月 同社 コーポレートディベロップメント本部長兼 三井物産投融資委員会メンバー 兼 JA三井リース株式会社 社外取締役
2016年4月 同社 常務執行役員
2018年4月 同社 専務執行役員 欧州・中東・アフリカ本部長
兼欧州三井物産株式会社 社長
2020年4月 同社 顧問
2022年6月 当社 取締役(現任)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

藤谷氏は、三井物産株式会社において役員を歴任し、海外現地法人の社長も経験される等国内外での経営経験を有しているほか、電力事業やエネルギーインフラ事業に関する知見と豊富な実績を活かして、当社の成長ドライバーである海外建設事業や洋上風力事業における重点施策の取り組み状況を監督し、積極的に執行部門へ助言を行ってまいりました。また、新中期経営計画の策定に当たっても、上記事業における基本戦略及び重点施策の立案に際して、グローバルな視点に立ち執行部門へ助言を行ってまいりました。

今後も当社の洋上風力事業を中心とする各事業に対して監督、助言等の役割を同氏が果たしていくことで、さらなるレジリエント企業への進化に向けた成長が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

【社外取締役在任年数】 1年(本総会終結時)

候補者番号

7

なる
鳴

さわ
澤

たかし
隆

所有する当社の株式数

0株

当期における取締役会への出席状況

-/-回 (-%)



(1949年12月8日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年10月 株式会社野村総合研究所 入社
- 1983年11月 ノムラ・リサーチ・インスティテュート・ヨーロッパ 投資調査部長(英国)
- 1990年4月 ノムラ・リサーチ・インスティテュート・ドイツ(当時)社長
- 1994年6月 株式会社野村総合研究所 取締役経営システムコンサルティング部長
- 1997年4月 同社 取締役コンサルティング本部長
- 2000年4月 同社 常務取締役コンサルティング部門長
- 2002年4月 同社 代表取締役専務執行役員 コンサルティング部門長
- 2004年4月 同社 代表取締役専務執行役員 事業部門統括
- 2007年4月 同社 代表取締役副社長 事業部門統括
- 2008年4月 同社 代表取締役副会長
- 2009年4月 同社 取締役副会長
- 2009年3月 東京コカ・コーラボトリング株式会社(現コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社) 社外取締役
- 2011年6月 日清オイリオグループ株式会社 社外取締役
- 2012年7月 スターツコーポレーション株式会社 専務執行役員
- 2016年6月 株式会社リコー 社外監査役
- 2016年6月 平田機工株式会社 社外取締役
- 2018年6月 一般財団法人神山財団 理事(現任)
- 2018年6月 株式会社ロッテ 社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

- 一般財団法人神山財団 理事
- 株式会社ロッテ 社外取締役

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

鳴澤氏は、株式会社野村総合研究所において国内、海外での長年にわたる経営コンサルティング業務にて培われた企業経営に関する専門的な知見と海外事業における豊富な経験を有しております。現に当該知見及び経験を活かし、スタートコーポレーション株式会社においては、専務執行役員として同社の海外展開を主導しております。当社の成長ドライバーである海外建設事業を推進する上で、各進出国でローカライズ強化等事業基盤の安定化を見据えるなか、中長期的な視野に立ち執行部門への適切な助言や監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。

候補者番号

8

おお
大
たけ
武
かず
和
お
夫

所有する当社の株式数

0株

当期における取締役会への出席状況

- / - 回 (-%)



(1952年11月27日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所
- 1983年 8月 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison法律事務所(米国)
- 1984年 8月 Freshfields 法律事務所(現 Freshfields Bruckhaus Deringer法律事務所)(英国)
- 1986年 7月 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所) パートナー
- 2016年 4月 同所 シニア・カウンセラー
- 2018年 2月 ファイザー株式会社 社外監査役
- 2021年 3月 日本ヒルトン株式会社 社外監査役(現任)
- 2023年 1月 大武法律事務所 代表(現任)

[重要な兼職の状況]

大武法律事務所 代表
日本ヒルトン株式会社 社外監査役

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

大武氏は、日本、米国、英国において長年に渡る弁護士としての活動経験を通じ、グローバルな企業法務に関する豊富な経験と専門的な知見を有しております。大武氏の経験と知見に鑑み、当社の成長ドライバーである海外建設事業を推進する上で、各進出国での法務・リスクマネジメントに関する適切な助言や監督に加え、ガバナンス経営に関しても、中立的及び公平な観点から執行部門に対する助言、監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

9

まつ
松

なが
永

あき
明

ひこ
彦

所有する当社の株式数

0株

当期における取締役会への出席状況

-/-回 (-%)



(1954年8月8日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年4月 川鉄商事株式会社(現 JFE商事株式会社)入社
1986年4月 住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)入行
1988年7月 同行 ロンドン支店 コーポレートファイナンス
2001年1月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (現 PwCアドバイザリー合同会社)コーポレートファイナンス CFIBパートナー
2008年3月 同社 Oversight・経営監視委員会メンバー
2015年8月 オリバーワイマン・ジャパン パートナー
2015年12月 株式会社FPG 社外取締役
2016年6月 プレミアムインベストメントアドバイザリー株式会社 代表取締役(現任)
2019年6月 株式会社KPMG FAS シニアアドバイザー

[重要な兼職の状況]

プレミアムインベストメントアドバイザリー株式会社 代表取締役

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

松永氏は住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)において、長年にわたり国内、海外でのM&A業務に携わり、コーポレートファイナンスに関する豊富な経験と専門的な知見を有しております。またプライスウォーターハウスクーパース株式会社(現PwCアドバイザリー合同会社)では、日本法人の創立メンバーの一人として投資銀行・M&A部門をゼロから立上げ、経営管理も経験されております。当社の成長ドライバーである洋上風力事業を推進する上で、M&Aや異業種と協業等の積極的な投資戦略を見据えるなか、中長期的な視野に立ち執行部門への適切な助言や監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

10

にし
西

かわ
川

たい
泰

ぞう
藏

所有する当社の株式数

0株

当期における取締役会への出席状況

-/-回 (-%)



(1955年3月18日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 通商産業省(現経済産業省)入省
1999年7月 同省 工業技術院 国際認証課長
2001年7月 同省 産業技術環境局 認証課長
2003年10月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 電子・情報技術開発部長
2005年11月 経済産業省大臣官房審議官 商務情報政策局担当
2007年7月 内閣府大臣官房審議官(科学技術・イノベーション政策担当)兼 内閣府原子力政策担当室次長
2009年7月 国際連合工業開発機関(UNIDO) 東京事務所代表
2012年1月 同機関 事務局長代行 兼 専務理事・事務次長
2020年1月 株式会社国連SDGsコンサルティング 代表取締役(現任)
2022年12月 機械情報産業懇話会 理事・副会長(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社国連SDGsコンサルティング 代表取締役
機械情報産業懇話会 理事・副会長

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

西川氏は、通商産業省(現経済産業省)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において、機械産業、電子・情報技術、再生可能エネルギー等の様々な分野における政策、また内閣府大臣官房審議官として科学技術、イノベーション政策に携わり、退官後は国際連合工業開発機関(UNIDO)の事務次長としてSDGsの交渉に参加される等、国内外における産業政策や開発政策に関する豊富な経験と高度な専門的知見を有しており、当社の成長ドライバーである洋上風力事業を推進する上で、様々な技術開発を見据えるなか、中長期的な視野に立ち執行部門への適切な助言や監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

11

しげ
重

もと
本

あき
彰

こ
子

所有する当社の株式数

0株

当期における取締役会への出席状況

-/-回 (-%)



(1971年2月26日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年6月 スミス・バーニー証券(現シティグループ証券)入社
1999年6月 ムーディーズ・ジャパン株式会社 入社
2005年5月 金融庁 証券取引等監視委員会 入庁
2013年5月 ラトガース大学ビジネススクール 講師(米国)
2016年1月 国際連合日本政府代表部 ジャパンアドバイザー
2019年9月 早稲田大学大学院経営管理研究科(早稲田大学ビジネススクール) 准教授
2020年9月 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター 講師(現任)
2021年3月 株式会社RS Technologies 社外取締役
2022年6月 新電元工業株式会社 社外取締役

[重要な兼職の状況]

早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター 講師

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

重本氏は、証券取引等監視委員会やラトガース大学ビジネススクール講師(米国)、早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター、上場企業の社外取締役等といった日米の産官学における幅広い実務経験や研究を通じてコーポレート・ガバナンス、企業倫理、ESG経営、SDGs等に関する豊富な経験と専門的な知見を有しております。当社が持続可能な企業として経営基盤を高度化させていくに当たり、ステークホルダーエンゲージメントの観点から執行部門への適切な助言、監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤谷泰之、鳴澤隆、大武和夫、松永明彦、西川泰藏及び重本彰子の各氏は社外取締役候補者であります。各氏は、当社が定める「東洋建設 社外役員独立性基準」(P.33)を充足しております。
3. 当社は、藤谷泰之、鳴澤隆、大武和夫、松永明彦、西川泰藏及び重本彰子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、藤谷泰之氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を継続しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また鳴澤隆、大武和夫、松永明彦、西川泰藏及び重本彰子の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員等の業務執行責任者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。但し、被保険者が私的な利益または便宜供与を違法に受けたことに起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。また、次回の更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、各社外取締役候補者が業務執行者であった会社との間に、当期における取引関係はありません。
7. 藤谷泰之氏は、事業報告「1. (1)①経営成績及びセグメントの状況」に記載の当社の連結子会社であるタチバナ工業株式会社の元取締役による刑事事件及び同社の営業停止処分を受け、グループ全体の法令遵守に向けた提言を行ったほか、同社の再発防止策の運用に関する当社の監督の状況を確認しました。

第4号議案

監査役2名選任の件

1. 提案の要領

常勤監査役乙成哲、福田二郎の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

また本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は下記2.(オ)のとおりであります。

2. 提案の理由

- (ア) 当社の新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がること

第3号議案2.(ア)のとおり、当社は、当社の新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がると確信しております。

- (イ) 新中期経営計画を実現するためには、当社提案の監査役候補者が選任される必要があること

当社は監査役会設置会社として、新中期経営計画を推進する取締役の業務執行を監査する監査役の選任に当たり、その実効性を高めるためには当社事業内容に精通した社内監査役が1名は必要であるものの、監査役会の構成としては独立社外監査役が過半数を占めるべきであると考えております。

その上で、今回改選となる監査役2名の候補者の選任に当たっては、任期を迎える2名が常勤社内監査役と独立社外監査役であったことから、1名は社内監査役候補者とし、もう1名は社外監査役候補者とすることが適切であり、特に独立社外監査役には、改選期に当たらないその他2名の独立社外監査役のスキルを補うことができる、事業会社における経営管理全般に関する経験や知見、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する知見等を持った人材がふさわしいと考え、候補者を選任しております。

- (ウ) 本株主提案に記載されているガバナンス上の問題点は存在しないこと

第3号議案2.(イ)のとおり、YFOが主張するガバナンス上の「問題点」はいずれも事実と反しております。

YFOは、現任の各監査役は、現任取締役の一連の不適切な対応をコントロールできず、実効的な経営監督の機能を果たしていないと主張していますが、当社の各監査役は、それぞれの専門的知見を活かして実効的な監査を行っており、監査役としての機能を適切

に果たしております。

- (I) 当社監査役候補者の選定については、当社の役員指名・報酬委員会における協議を踏まえ、取締役会において慎重に検討・審議した結果であること

当社の有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、当社の監査役候補者の指名に当たっては、財務、会計及び経営等に関する適切な知見を備え、経営の健全性確保に貢献できること等に基づき、社外取締役が過半数を占める役員指名・報酬委員会(代表取締役2名及び社外取締役3名)において協議した上で、監査役会の同意を得て取締役会が決定いたします。

本定時株主総会における会社提案の監査役候補者を決定するに当たっても、役員指名・報酬委員会による協議をした上で、監査役会の同意を得たのち、当該協議を踏まえて取締役会として慎重に検討・審議して決定をしております、当社のコーポレート・ガバナンス上必要な手続を履践しております。

(オ) 各候補者の略歴・提案理由

候補者番号

1

おと
乙
なり
成
さとし
哲

所有する当社の株式数

7,300株

当期における監査役会への出席状況

19/19回 (100%)



(1963年11月27日生)

再 任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社
2006年11月 管理本部人事部 人事課長
2014年 6 月 経営管理本部経理部長
2021年 6 月 常勤監査役(現任)

【社外監査役候補者とした理由】

乙成氏は、当社経理部門に長く携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているほか、当社グループの事業内容に精通しており、取締役、グループ会社を含む執行部門、総合監査部、会計監査人等と積極的に意見交換を行い、当社取締役の職務の執行及び必要に応じて子会社を含む事業及び業務の執行を監査してまいりました。当社が中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、取締役の職務の執行の監査を公正かつ効率的に遂行できる人材と判断し、引き続き監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

かわ
川

ぐち
□

こう
浩

いち
一

所有する当社の株式数

0株

当期における監査役会への出席状況

— / — 回 (—%)



(1957年12月16日生)

新 任

社 外

独 立 役 員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 伊藤忠商事株式会社 入社
2001年2月 コーリンク株式会社 代表取締役社長
2006年4月 伊藤忠商事株式会社 金属カンパニー 石炭部長
2013年4月 同社 石炭・原子力・ソーラー部門長
2015年4月 同社 アセアン・西南アジア総支配人補佐 兼 伊藤忠インドネシア会社社長
2017年6月 伊藤忠食品株式会社 取締役執行役員職能本部長兼コンプライアンス担当
2019年4月 同社 取締役常務執行役員管理統括部門長 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当
2022年4月 同社 取締役理事
2022年6月 同社 理事(現任)

[重要な兼職の状況]

伊藤忠食品株式会社 理事

[社外監査役候補者とした理由]

川口氏は、伊藤忠商事株式会社において国内、海外におけるビジネス経験を有し、また伊藤忠食品株式会社においては管理部門トップとして経営管理業務に携われ、経営管理全般、コーポレートガバナンス、事業リスク管理及びコンプライアンスに関する豊富な経験と専門的な知見を有しており、独立、客観的な立場から監査機能を高めさせていただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川口浩一氏は社外監査役候補者であります。同氏は、当社が定める「東洋建設 社外役員独立性基準」(P.33)を充足しております。
3. 当社は、川口浩一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 川口浩一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員等の業務執行責任者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。但し、被保険者が私的な利益または便宜供与を違法に受けたことに起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。また、今回の更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、社外監査役候補者が業務執行者であった会社との間に、当期における取引関係はありません。

【ご参考 (第3号議案、第4号議案関係)】

東洋建設 社外役員独立性基準

社外取締役及び社外監査役候補者を対象とし、次の1から10のいずれにも該当しない者をもって「独立社外役員」と判断する。

1. 現在または過去において、当社及びグループ各社の業務執行者であった者
2. 当社株式の総議決権数の10%以上の議決権を保有する株主及びその業務執行者
3. 当社及びグループ各社が総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する会社の業務執行者
4. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループ及び候補者の所属する会社双方いずれかの連結売上高2%以上を占める取引先の業務執行者
5. 直近の事業報告において、主要な借入先である金融機関の業務執行者
6. 上記2から5について、過去3年間において該当していた者
7. 当社の会計監査人である監査法人に属する者
8. 当社及びグループ会社から、過去3年間の平均において500万円以上の報酬を受領している弁護士、会計士、コンサルタント等の専門家（報酬を得ている者が法人等である場合には、これに所属する者）
9. 当社及びグループ各社から、過去3年間の平均において1,000万円以上の寄付を受けた大学や団体等に所属する者
10. 上記1から9に該当する者の配偶者または二親等内の親族

候補者指名の方針と手続き

取締役候補者の指名は、経営の意思決定に必要な広範な知見を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績を有すること等に基づき指名し、3分の1以上を社外取締役とします。

監査役候補者の指名は、財務、会計及び経営などに関する適切な知見を備え、経営の健全性確保に貢献できること等に基づき指名することとしております。

また社外取締役・社外監査役全員を、東京証券取引所が定める独立性の要件のほか、当社が定める独立性基準を満たす者とします。

上記方針に基づき、社外取締役を含む「役員指名・報酬委員会」において協議を行い、取締役候補者は取締役会にて決定いたします。監査役候補者は、監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決定いたします。

スキル・マトリックス

取締役及び監査役の選任にあたっては、新中期経営計画の実現に向けて、取締役会が備えるべきスキルを分析・特定し、現時点で重要と考えるスキルを「経営管理」、「営業」、「技術・ICT」、「グローバル」、「サステナビリティ」、「財務・会計」、「法務・リスクマネジメント」と定義し、「新規投資・事業開発」を新たなスキルとして設定し、これらのいずれかについて専門的知見・経験を有し、且つ優れた人格を有する者を指名しています。

第3号議案及び第4号議案が原案のとおり承認可決された場合は、各取締役及び各監査役のスキルは以下のとおりとなる予定です。

会社における 地位	氏 名	保有する知見・経験							
		経営 管理	営業	技術・ ICT	グロー バル	サステナ ビリティ	財務・ 会計	法務・ リスクマ ネジメ ント	新規 投資 ・ 事業 開発
代表取締役社長	大林東壽	●	●	●	●	●			●
代表取締役	平田浩美	●	●	●		●			●
取締役	佐藤 護	●	●			●	●	●	●
取締役	中村龍由	●	●	●					●
取締役	宮崎 敦	●			●		●	●	
取締役	藤谷泰之	●	●		●	●	●	●	●
取締役	鳴澤 隆	●			●	●	●	●	●
取締役	大武和夫				●		●	●	
取締役	松永明彦	●			●	●	●	●	●
取締役	西川泰藏	●		●	●	●			●
取締役	重本彰子	●			●	●	●	●	
常勤監査役	乙成 哲						●	●	
常勤監査役	染河清剛	●			●	●	●	●	
監査役	保田志穂				●			●	
監査役	川口浩一	●			●	●		●	

第5号議案

取締役の報酬額改定の件

1. 提案の要領

取締役の報酬額を月額33百万円以内(うち社外取締役分月額12百万円以内)とする。

2. 提案の理由

当社の取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において、月額33百万円以内(うち社外取締役分月額3百万円以内)とご承認いただき現在に至っております。

本定時株主総会では、当社のさらなるガバナンス強化を目指し、取締役会の過半数が社外取締役となるよう第3号議案にて6名の社外取締役候補者を提案していることから、取締役の報酬額を改定させていただきたく存じます。具体的には、以前ご承認いただいた報酬総額は変更せず、今回増員が予定される社外取締役分のみ報酬額を増額させていただきたく存じます。本報酬額の水準は、昨今の経済情勢や新たな取締役会構成、員数等を考慮しており、適当な額であると判断しております。

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、当社の取締役及び執行役員（社外取締役及び国外居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象に、当社の業績目標の達成度等に応じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）を2016年6月29日開催の第94回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき導入し、対象期間等の変更に伴う制度内容の一部改定を2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、今日に至っております。

本議案は、本制度と中期経営計画との連動性を明確にするとともに、今後の中期経営計画の計画期間の変更等に対応するため、本制度の内容を一部改定したうえで継続することにつきご承認をお願いするものであります。

本制度の改定は、取締役等に対する中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付けをより明確にし、取締役等の報酬と当社業績の間により連動性を持たせ、中長期的な業績及び企業価値の向上に対する貢献意識を高めることを目的としており、株主の皆様と利害を共有することにつながり、相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第3号議案「取締役11名選任の件」が原案のとおり承認可決され、且つ株主提案第7号議案が否決された場合、5名となります。

また、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、対象となる執行役員が本制度の対象となる期間（以下「本制度の対象期間」という。）中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につきその額及び内容を提案するものであり、本総会終結の時をもって本制度の対象となる取締役に兼務しない執行役員は16名となります。

2. 本制度の改定内容

①本制度の対象期間

改定前	改定後
<p>2020年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度まで（4事業年度） なお、今回の本制度の対象期間終了後は、3事業年度を対象とする。</p>	<p>2024年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度まで（5事業年度） なお、今回の本制度の対象期間終了後は、中期経営計画の計画期間に対応する事業年度を対象とする。</p>
<p>【本項目の改定理由】 本制度は、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、2020年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度を対象期間としております。 本制度の改定は、中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付けをより明確にし、中長期的な業績及び企業価値の向上に対する貢献意識を高めるため、本制度の対象となる期間を中期経営計画の最終年度である2028年3月31日で終了する事業年度を含めた、5事業年度とするものです。 なお、今回の本制度の対象期間終了後は、中期経営計画の計画期間に対応する事業年度が新たな対象期間となります。</p>	

②当社が拠出する金員の上限

改定前	改定後
<p>3事業年度を対象として340百万円 ただし今回の対象期間については、4事業年度を対象として454百万円</p>	<p>5事業年度を対象として565百万円 ただし今回の対象期間終了後は1事業年度毎の上限を113百万円とし、113百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額とする。</p>
<p>【本項目の改定理由】 本制度の対象期間を改定することに伴い、金員の上限も併せて改定するものです。なお、改定後の1事業年度毎の金員の上限は改定前の水準を維持します。</p>	

③取締役等が取得する当社株式等の数の上限

改定前	改定後
<< 1 事業年度毎 >> 240,000ポイント(株) <u><< 3 事業年度からなる対象期間 >></u> 720,000ポイント(株) <u><< 4 事業年度からなる対象期間 >></u> 960,000ポイント(株)	<< 1 事業年度毎 >> 240,000ポイント(株)
<p>【本項目の改定理由】 本制度の対象期間を改定することに伴い、取締役等が取得する当社株式数の上限も併せて改定するものです。なお、改定後の1事業年度毎の当社株式数の上限は改定前の水準を維持します。</p> <p>また、取締役等に付与される当社株式等の数の1事業年度あたりの上限に相当する株式数の当社発行済株式の総数（2023年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は0.25%となります。</p>	

3. その他

①株式の取得方法

本制度改定に伴う当社株式の追加取得は、株式市場からの取得とするため、株式の希薄化は生じません。

②クローバック条項

取締役等の在任期間中に、会社に損害を及ぼす重大な不適切行為があった場合には、役員指名・報酬委員会の審議を経たうえで取締役会の決議により株式報酬の支給を制限します。

③その他

その他、第94回定時株主総会ならびに第98回定時株主総会において株主の皆さまにご承認いただいた、本制度における業績達成条件の内容や業績連動掛率（連結営業利益等の各業績目標の達成度等に基づき、役員指名・報酬委員会の審議を経たうえで取締役会の承認により0～150%の範囲で決定）や、取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（業績評価対象期間終了後に交付）等の内容に変更はございません。

株主提案（第7号議案から第9号議案まで）

第7号議案から第9号議案は、株主様からのご提案によるものであります。議案の提案の内容及び理由は、形式的な修正を除き、提案株主様から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま記載しております。

取締役会としては、いずれの株主提案にも反対いたします。

第7号議案及び第8号議案に対する反対理由は、56頁から60頁に、第9号議案に対する反対理由は、61頁に記載しております。

第7号議案

取締役9名選任の件

(1) 議案の要領

以下の9名を取締役として選任する。

1. 吉田 真也
2. 登坂 章
3. 内山 正人
4. 岡田 雅晴
5. 加藤 伸一
6. 名取 勝也
7. 山口 利昭
8. 松木 和道
9. 村田 恒子

(2) 提案の理由

取締役会及び監査役の再編

当社の現任取締役3名（武澤恭司代表取締役社長、藪下貴弘代表取締役及び佐藤護取締役）及び現任の社外取締役3名に代えて、新たに9名の取締役を選任すると共に1名の監査役を選任し、取締役会及び監査役の再編を行うことを提案します。再編された取締役会及び監査役を中心に健全なガバナンス体制を構築すると共に、当社の戦略的なビジョンの構築と、その実現に向けた経営体制を強化し、当社の潜在価値の解放と長期的な事業変革による価値創造を目指します。また、合同会社Yamauchi-No. 10 Family Office（以下、そのグループ会社を含み「YFO」といいます。）の買収提案を含む対抗買収提案を真摯に検討する体制を構築し、株主価値の最大化を実現させます。各候補者

がどのように当社の企業価値の向上に寄与するかについては、各候補者の略歴等の「取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等」欄をご参照ください。

健全なガバナンス体制の構築

後述（ご参考：現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点）の通り、上記の取締役3名を含む現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点が浮き彫りになっている中で、企業価値及び株主価値の向上には、ガバナンスの専門性及び独立性に欠けている現任取締役に代わり、十分な専門性と独立性を有する取締役を選任し、健全なガバナンス体制を構築することが不可欠です。

YFOが取締役候補者として提案する名取氏、山口氏、松木氏及び村田氏並びに監査役候補である野中氏は、いずれもガバナンスの専門家として高い専門性と独立性を有しており、当社のガバナンス体制の再構築を担う人材です。また、このような法律家と上場企業の法務・コンプライアンス部門を率いた実績を有する者から成る、上場企業のガバナンスの専門性と体制構築の実績の両方を兼ね備えた構成によって、当社の企業価値・株主価値の最大化を実現する健全なガバナンス体制を構築します。

企業価値向上策実現のための体制の確保

YFOは、当社に対し、詳細な経営施策、価値創造インパクトを含む企業価値向上策（以下「YFO企業価値向上策」といいます。）を提示しました。YFOが取締役候補者として提案する吉田氏、登坂氏、内山氏、岡田氏及び加藤氏は、インフラ関連企業を含む上場企業において取締役や部門トップを務めた実務経験を有しており、YFO企業価値向上策又はそれ以上の企業価値向上を実現できる人材です。YFOは、“長期的な会社の利益成長”による企業価値及び株主価値の向上を実現すべく、これまで企業価値向上策を示してきました。

他方で、当社が公表した中期経営計画や下限50円に加えて3年間配当性向100%という非現実的な配当予想は、瞬間的に株価を上げ、当社の現行の経営陣の保身のための計画となっております。本来、事業変革による長期的な会社自身の利益成長を目指すのであれば、毎年の利益から成長投資に配分するべきであり、現行の経営陣による保身的な財務政策により、損害を受けるのは当社、当社株主及び当社の次世代の従業員です。

計画の内容も、YFO企業価値向上策の一部施策を表層的に記載するに留まり、依然としてそれを実行可能とする体制や施策が不明です。このことから当社の中期経営計画や長期的な企業価値の向上を実現可能とする姿勢や資質がないことは明白です。

YFOによる買収提案を適切に検討するための体制

YFOとしては、YFOによる公開買付価格一株1,000円での対抗提案（以下「YFO買収提案」といいます。）により当社を非公開化することが当社の企業価値・株主価値の最

大化のために最善の策であると考えており、その実現にコミットしています。他方、上述のとおり、当社の現任の取締役会は、自己保身等によりYFO買収提案その他の当社の企業価値向上に資する提案を適切に検討できないことが明らかです。YFOが提案する取締役候補者のうち、吉田氏を除く8名は、YFOとの取引関係等もなく独立性を有しております（吉田氏はYFOと東洋建設の企業価値向上の検討にかかるアドバイザー契約を締結していますが、当社の取締役に選任された場合には当該契約は終了する予定です。）。この独立性を有する取締役から構成される新体制により、YFO買収提案を含む企業価値向上策の選択肢を適切に検討することが可能になるものと考えます。新体制においては、YFO買収提案よりも当社の企業価値向上に資する魅力的な提案がないかの確認（いわゆるマーケットチェック）も適正かつ公正に実施されるものと考えております。

〈ご参考：現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点〉

問題点①インフロニアによる公開買付けに対する不適切な賛同表明

当社の現任取締役は、インフロニア・ホールディングス株式会社（以下「インフロニア」といいます。）による公開買付け価格一株770円での公開買付けに対する賛同表明及びその維持において、以下を含め、自己保身等のために不適切な対応を行いました。

- ・当社取締役とインフロニアの間で、当社取締役がインフロニアに経営参画をする旨の約定（密約）が存在したにもかかわらず、これを隠匿し、当該密約を取り交わしていた取締役が中心となり、一般株主との利益相反が生じる体制で自己保身目的の検討を行った
- ・インフロニアによる価格提示から僅か8営業日で、十分な価格交渉もせずに、賛同表明及び応募推奨を行った
- ・YFOによる一株1,000円での対抗提案を受領したにもかかわらず、インフロニアによる一株770円での公開買付けに対する賛同表明を維持し、自己保身目的で一般株主がより高い株式価値を受領する機会を不当に阻止した

問題点②対抗提案の検討における不適切な対応

YFO買収提案の検討につき、武澤代表取締役社長、藪下代表取締役、佐藤取締役の現任取締役3名は、以下を含む不適切な対応を行いました。

- ・インフロニアによる一株770円での公開買付けの検討と比較して、YFO買収提案に対して不適切な差別的対応を行った
- ・YFO買収提案を阻止するべく買収防衛策を導入した（その後、定時株主総会直前に株主からの支持を得られず取り下げた）
- ・YFOとの交渉において、非上場化を前提とする提案には賛同できないとの不適切な説

明を行い、取締役会でYFO買収提案を誠実に検討せず、270日以上もの間事実上放置し、対抗提案の真摯な検討を怠った

- ・ 武澤代表取締役社長が機関決定も経ないまま、YFO買収提案に賛同できない旨の結論を記した書簡をYFO代表に手交した
- ・ 交渉経緯における不適切な対応を恣意的に隠蔽し、事実を歪曲し、印象操作を行おうとする情報開示を繰り返した

問題点③ガバナンス上の問題点の存在

上述の取締役3名を含む現任取締役が、YFO買収提案の検討過程で、企業価値向上に向けた行動ではなく、YFO買収提案を阻止するための行動に終始し、また、不賛同の真の理由は開示できないため、他の上辺だけの理由を取り繕うための行動をするなど、ガバナンス上の重大な瑕疵が判明しました。

現任の取締役会及び各監査役は、当該現任取締役の一連の不適切な対応をコントロールできず、実効的な経営監督の機能を果たしていません。また、全権を持つ武澤代表取締役社長が意思決定をし、取締役会はそれを追認するだけの機関となっています。YFOは、現任の取締役会に対して再三ガバナンス上の重大な瑕疵を指摘してきましたが、現任の取締役会はガバナンス上の問題点は存在しないという主張に終始しており、自律的な改善・健全化は見込めないことが明らかになりました。このため、当社のガバナンスの改革のためには抜本的な再編が必要です。

上記の問題点を踏まえたYFOの考え：特に不適切な対応を繰り返した現任の取締役3名と、社外取締役及び監査役は再任されるべきではない

上述の通り、武澤代表取締役社長、藪下代表取締役及び佐藤取締役は、YFO買収提案につき当社のガバナンス上問題となる不適切な対応を繰り返し、YFO買収提案を含む対抗提案の検討を怠り、当社の企業価値・株主価値の向上を阻止する行動を繰り返してきました。また、当社の他の取締役についても、YFOからの度重なる要請にもかかわらず、当該3名の取締役の行動を監督・是正しませんでした。

現任の取締役は、一般株主から経営を負託された取締役として、株主から期待されている責務を果たせていないことから企業価値・株主価値向上を実現できる実績・資質がないことは明白です。

また、現任の社外取締役及び監査役は、上述の不適切な対応を監督・是正できず、経営陣から独立した立場として業務執行を監督する役割を十分果たせておりません。

そのため、特に不適切な対応を繰り返した現任の取締役3名（武澤恭司代表取締役社長、藪下貴弘代表取締役及び佐藤護取締役）と、社外取締役及び監査役は再任されるべきではありません。

(3) 候補者の番号、氏名、略歴等

1. 吉田 真也 (よしだ しんや) 1960年12月8日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1985年4月	三菱商事株式会社 入社
2013年4月	同社 執行役員 経営企画部長
2016年4月	同社 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO
2019年4月	同社 常務執行役員 コーポレート担当役員 (国内) 兼 関西支社長
2019年6月	同社 代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員 (国内) 兼 関西支社長
2020年4月	同社 代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員 (国内開発) 兼 関西支社長
2022年2月	日本電産株式会社 (現ニデック株式会社) 会長付特命事項担当顧問
2022年4月	同社 常務執行役員
2022年5月	同社 常務執行役員 最高管理統括責任者 兼 経営企画担当役員
2022年7月	同社 専務執行役員 最高管理統括責任者 兼 経営企画担当役員
2022年10月	同社 非常勤顧問
	<重要な兼職の状況> なし
■ 所有する当社の株式の数：0株	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>吉田氏は、三菱商事株式会社にて、不動産事業・PE投資事業を含む新産業金融事業グループCEOとして、海外都市開発事業への進出、データセンター事業の開拓など、経営戦略を変革し、新規事業を創出・実行する豊富なマネジメント経験を有しております。また、執行役員経営企画部長、代表取締役常務執行役員コーポレート担当役員を務めるなど、同社の経営管理や投資管理、ガバナンスの礎を構築してきた実績を有しています。吉田氏はかかる豊富なマネジメント経験や経営管理等の専門的知見に基づき、当社が従来からの建設請負事業とは全く異なる高度な経営システムが求められる投資事業（洋上風力等）や民間建築事業での戦略的な取り組みに挑戦する上での戦略策定や真に実行可能な体制の構築に貢献し、全社変革プログラムの実現の確実性を高め、戦略的な考えに基づく経営の実行を牽引することが期待できることから当社の業務執行取締役として選任することを提案致します。</p>	

■ 特別利害関係の有無
吉田氏とYFOは、東洋建設の企業価値向上の検討にかかるアドバイザー契約を締結していますが、当社の取締役を選任された場合には当該契約は終了する予定です。

2. 登坂 章（とさか あきら） 1959年6月3日生

■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	フジタ工業株式会社（現 株式会社フジタ） 入社
2008年4月	同社 建築本部 建築統括部長
2010年4月	同社 東日本支社建設統括部長 兼 東日本支社関東支店副支店長
2012年4月	同社 首都圏支社建設統括部長 兼 東京支店副支店長
2017年4月	同社 建設本部副本部長 兼 生産性向上推進部長 兼 検査部長
2020年4月	同社 建築本部 理事
2022年2月	フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社 取締役常務執行役員（現任） （注：同氏が当社の取締役に選任された場合には、同社取締役常務執行役員は辞任する予定です。）
2022年4月	株式会社コンテック 取締役専務執行役員（現任） （注：同氏が当社の取締役に選任された場合には、同社取締役専務執行役員は辞任する予定です。）
	<重要な兼職の状況> なし

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等
登坂氏は、株式会社フジタにおいて東日本支社建設統括部長、首都圏支社建設統括部長及び建設本部副本部長を務めるなど、民間建築事業での最大1,000億円規模のマネジメント経験や生産性の向上、DXの推進などを執務してきた豊富な実績を有しております。またゴールドマン・サックスを再建スポンサーとする事業変革プログラムや大和ハウス工業株式会社の完全子会社後の新体制の中でも新規技術開発の企画推進に従事するなど、事業変革の経験を有しています。登坂氏はかかる民間建築事業領域における豊富な経験や専門的知見に基づき、当社において、新たな損益管

理の仕組みの導入や経験値の形式知化、高付加価値領域の取り込みを始めとする民間建築事業の利益成長のための変革推進を牽引し、戦略策定や真に実行可能な体制の構築に貢献し、全社変革プログラムの実現の確実性を高めることが期待できることから、当社の業務執行取締役として選任することを提案致します。

- 特別利害関係の有無
登坂氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

3. 内山 正人（うちやま まさと） 1955年7月23日生

- 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年4月	電源開発株式会社 入社
2005年3月	同社 エネルギー業務部長
2009年6月	同社 執行役員・エネルギー業務部長
2011年12月	同社 常務執行役員
2013年6月	同社 取締役常務執行役員
2015年6月	同社 取締役副社長
2016年6月	同社 代表取締役副社長
2019年4月	同社 代表取締役 副社長執行役員

<重要な兼職の状況>
なし

- 所有する当社の株式の数：0株

- 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等
内山氏は、電源開発株式会社において販売、資源燃料、財務、人事労務、企画、総務部門に従事するなど豊富な業務経験を有し、エネルギー関連業務全般について高度な専門性を有すると共に、取締役常務執行役員、取締役副社長、取締役副社長執行役員を歴任し同社を率いると共に、エネルギー営業本部長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と専門的知見を有しています。内山氏は、かかる企業経営に関する豊富な経験と専門的知見に基づき、当社がこれから投資事業（洋上風力等）や民間建築事業での戦略的な取り組みを含む新たな事業変革に挑戦する上で、当社の取締役会における戦略にかかる議論の質を高め、全社変革プログラムに貢献することが期待されることから、社外取締役に選任することを提案致します。

- 特別利害関係の有無
内山氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

4. 岡田 雅晴（おかだ まさはる） 1956年5月7日生

- 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	大成建設株式会社 入社
1996年8月	同社 関東支店 建築工事作業所 所長
2005年10月	同社 関東支店 建築部長
2009年6月	同社 関東支店 営業部統括営業部長（建築）
2013年4月	同社 執行役員 関東支店長
2015年4月	同社 常務執行役員 建築営業本部長
2020年6月	同社 専務執行役員 建築第三営業本部長
2021年4月	同社 顧問

<重要な兼職の状況>
なし

- 所有する当社の株式の数：0株

- 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等
岡田氏は、大成建設株式会社において関東支店建築部長、同営業部統括営業部長（建築）などを務め、その後建築事業関連の営業を担当する執行役員として東南アジアをはじめとする海外を含め、全国20拠点の建設営業部門を牽引するなど、民間建築事業領域の営業戦略等に関する豊富な経験と専門的知見を有しています。岡田氏は、かかる民間建築事業領域における豊富な経験や専門的知見に基づき、当社がこれからの企業価値向上のための重要なレバーの一つである民間建築事業での利益成長の為に戦略的な取り組みへ新たに挑戦する上で、当社の取締役会における民間建築の営業戦略にかかる戦略形成の質を高め、全社変革プログラムに貢献することが期待されることから、社外取締役を選任することを提案致します。

- 特別利害関係の有無
岡田氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

5. 加藤 伸一 (かとう しんいち) 1962年6月29日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1986年4月	株式会社三井銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行
1998年8月	クレディ・リヨネ銀行 (現 クレディ・アグリコル銀行) 東京支店 ストラクチャードファイナンス部 次長
2004年4月	GEキャピタルリーシング株式会社 (現 日本GE株式会社) 営業開発本部 部長
2007年7月	カリヨン銀行 (現 クレディ・アグリコル銀行) 東京支店レバレッジド・ ファイナンス部長
2011年6月	株式会社東京スター銀行 執行役最高財務責任者(CFO)
2016年12月	エクイス・エナジー・ジャパン株式会社 (現: ヴィーナ・エナジー・ ジャパン株式会社) マネージングディレクター兼COO
2017年12月	アカシア・リニューアブルズ株式会社 事業開発ディレクター
2018年7月	juwi日本エナジー株式会社 代表取締役社長
2019年6月	RWE Renewables Japan合同会社 日本代表兼社長
2022年3月	プログレッション・エネルギー日本合同会社 プレジデント& CEO (現任)
	<重要な兼職の状況> プログレッション・エネルギー日本合同会社 プレジデント& CEO
■ 所有する当社の株式の数: 0株	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>加藤氏は、5カ国で18カ所の洋上風力発電所を運営する世界有数の洋上風力発電会社である独 RWEの日本代表を始めとする複数の洋上風力エネルギー関連企業において代表者として経営を率いた経験があり、技術的動向や標準仕様を含むグローバルな競争環境や日本市場での将来需給シナリオを含む洋上風力領域における豊富なマネジメント経験と専門的知見を有しています。また、東京スター銀行で執行役最高財務責任者(CFO)、エクイス・エナジー・ジャパンでマネージングディレクター兼COOを務め、企業経営や資本政策に関する豊富な経験と専門的知見を有しております。加藤氏のかかる洋上風力領域における豊富な経験や専門的知見は、当社の取締役会においては、洋上風力領域の経済性・リスク・競争優位性等の評価基準策定や戦略オプションの評価、事業戦略の実行等に関し多大な貢献ができると期待できることから、社外取締役として選任することを提案致します。</p>	

■ 特別利害関係の有無
加藤氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

6. 名取 勝也 (なとり かつや) 1959年5月15日生

■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	榊田江尻法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) 入所
1990年6月	Davis Wright Tremaine法律事務所 入所
1992年7月	Wilmer, Cutler & Pickering法律事務所 入所
1993年7月	エッソ石油株式会社 (現 ENEOS株式会社) 入社
1995年1月	アップルコンピュータ株式会社 (現 Apple Japan合同会社) 入社
1998年1月	サン・マイクロシステムズ株式会社 (現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社) 取締役
2002年3月	株式会社ファーストリテイリング 執行役員
2004年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社 取締役執行役員
2010年4月	同社 執行役員
2012年2月	名取法律事務所開設、同所所長
2012年4月	オリンパス株式会社 社外監査役
2015年3月	三井海洋開発株式会社 社外取締役
2016年4月	グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員 (現任)
2019年6月	オリンパス株式会社 社外取締役 監査委員会委員長
2020年6月	株式会社リクルートホールディングス 社外監査役 (現任) 株式会社パソナテキーラ (現サークレイス株式会社) 社外監査役 (現任)
2020年12月	ITN法律事務所開設、同所マネージング・パートナー (現任)
2021年6月	東京製綱株式会社 社外取締役 (現任)
2023年3月	日野自動車株式会社 社外監査役 (現任)
	<重要な兼職の状況> ITN法律事務所 マネージング・パートナー グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員 株式会社リクルートホールディングス 社外監査役 株式会社パソナテキーラ (現サークレイス株式会社) 社外監査役 東京製綱株式会社 社外取締役 日野自動車株式会社 社外監査役

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

名取氏は、経験豊富な国際的な弁護士であるのみならず、複数の日本企業及び外資系企業において経営に携わっており、法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見に加え、上場企業の経営及びガバナンスに関する豊富な見識を有しています。そのため、名取氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメント及びガバナンスに関する専門的知見を提供することができます。更に、かかる見識に基づき、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

名取氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

7. 山口 利昭（やまぐち としあき） 1960年6月26日生

■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年3月	大阪弁護士会登録、竹内・井上法律事務所入所
1995年4月	山口利昭法律事務所 開設、同所代表弁護士（現任）
2004年6月	株式会社フレンドリー 社外監査役
2007年4月	同志社大学法科大学院 講師
2008年10月	日本内部統制研究学会（現 日本ガバナンス研究学会）理事（現任）
2010年7月	一般社団法人日本公認不正検査士協会 理事
2012年7月	日本弁護士連合会 司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム 幹事
2013年3月	株式会社ニッセンホールディングス社外取締役
2013年6月	大東建託株式会社 社外取締役（現任） 同社 評価委員会（現 ガバナンス委員会）委員
2014年8月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事（現任）
2014年12月	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社 社外監査役

2015年2月	大阪市交通局 監査役
2015年6月	消費者庁公益通報者保護制度検討委員会 委員
2017年6月	大東建託株式会社 ガバナンス委員会 委員長 (現任)
2018年4月	大阪市高速電気軌道株式会社 社外監査役 (現任)
2018年10月	財務省 コンプライアンス推進会議 アドバイザー (現任)
2019年7月	財務省 再生プロジェクト推進会議 外部メンバー (現任)
2021年12月	大東建託株式会社 指名・報酬委員会委員長 (現任)
2022年10月	金融庁 企業会計審議会 臨時委員 (現任)
	<p><重要な兼職の状況></p> <p>山口利昭法律事務所 代表弁護士</p> <p>日本ガバナンス研究学会 理事</p> <p>大東建託株式会社 社外取締役 兼 ガバナンス委員会委員長 兼 指名・報酬委員会委員長</p> <p>特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事</p> <p>大阪市高速電気軌道株式会社 社外監査役</p> <p>財務省 コンプライアンス推進会議 アドバイザー</p> <p>財務省 再生プロジェクト推進会議 外部メンバー</p> <p>金融庁 企業会計審議会 臨時委員</p>
■	所有する当社の株式の数：0株
■	<p>取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>山口氏は、経験豊富な弁護士として法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見を有しています。複数の政府機関や上場会社においてコンプライアンスに関する会議の委員やアドバイザーを務めるなど、山口氏のかかる専門的知見は高く評価されています。さらに、企業の社外取締役・社外監査役の経験も有し、取締役会議長、指名報酬委員会委員長、M&Aにおける特別委員会委員長として活躍するなど、上場企業のガバナンスに関する豊富な見識を有しています。そのため、山口氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、かかるガバナンスの見識に基づき、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。</p>
■	<p>特別利害関係の有無</p> <p>山口氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>

8. 松木 和道（まつき かずみち）1951年8月17日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1976年4月	三菱商事株式会社 入社
1979年6月	Harvard Law School法学修士号（LL.M）取得
2003年1月	三菱商事株式会社 法務部長
2007年4月	同社 理事
2007年5月	経営法友会 代表幹事
2009年4月	三菱商事株式会社 理事コーポレート担当役員補佐 兼 コンプライアンス総括部長
2010年4月	東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授
2011年4月	北越紀州製紙株式会社（現北越コーポレーション株式会社）執行役員
2011年6月	同社 取締役 法務省 法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員
2013年6月	北越紀州製紙株式会社 常務取締役
2016年6月	株式会社ドリームインキュベータ 社外取締役（監査等委員） サンデンホールディングス株式会社（現サンデン株式会社）社外監査役
2017年6月	一般財団法人日本刑事政策研究会 理事（現任）
2018年6月	アネスト岩田株式会社 社外取締役
2019年3月	NISSHA株式会社 社外取締役（現任）
2020年3月	一般社団法人日本国際紛争解決センター 理事（現任）
2020年6月	アネスト岩田株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
	<重要な兼職の状況> NISSHA株式会社 社外取締役 アネスト岩田株式会社 社外取締役（監査等委員） 一般財団法人日本刑事政策研究会 理事 一般社団法人日本国際紛争解決センター 理事
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 松木氏は、上場企業で法務・コンプライアンス部門を率い、複雑な法的問題を含む問題に対処した幅広い実務経験に基づく専門的知見に加え、複数の企業の社外取締役（監査等委員を含む。）としての上場企業のガバナンスに関する豊富な経験を有しています。そのため、松木氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス	

<p>強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメント及びガバナンスに関する専門的知見を提供することができます。更には、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役を選任することを提案致します。</p>
<p>■ 特別利害関係の有無 松木氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>

9. 村田 恒子 (むらた つねこ) 1958年9月27日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1982年4月	松下電器産業株式会社 (現パナソニックホールディングス株式会社) 入社
2003年5月	同社パナソニックシステムソリューションズ社 (現パナソニックコネク社) 法務部長
2007年4月	同社理事ホームアプライアンス社 (現くらしアプライアンス社) 法務・CSR 部長
2008年6月	松下設備ネットサービス株式会社 (現パナソニックセーフティサービス株式会社) 取締役
2010年2月	文部科学省生涯学習政策局生涯学習官
2013年7月	パナソニック株式会社リーガル本部特命担当理事
2014年1月	日本年金機構 理事
2016年1月	同機構 監事
2018年6月	株式会社日本政策金融公庫社外監査役 株式会社アドバンテスト 社外取締役 監査等委員
2019年6月	株式会社フジクラ 社外取締役 監査等委員
2021年3月	株式会社ミルボン 社外取締役 (現任)
2021年6月	株式会社カクヤスグループ 社外取締役 (現任)
2022年6月	株式会社東京精密 社外取締役 監査等委員 (現任) サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 監査等委員 (現任)
	<p><重要な兼職の状況> 株式会社ミルボン 社外取締役 株式会社カクヤスグループ 社外取締役 株式会社東京精密 社外取締役 監査等委員 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 監査等委員</p>

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

村田氏は、上場企業で法務・CSR部門を率いた実務経験に基づき、法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見を有します。それに加えて、企業の社外取締役（監査等委員を含む。）としての上場企業のガバナンスに関する豊富な経験も有しています。そのため、村田氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメント及びガバナンスに関する知見を提供することができます。更には、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

村田氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注)

- (1) 内山正人氏、岡田雅晴氏、加藤伸一氏、名取勝也氏、山口利昭氏、松木和道氏及び村田恒子氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 内山正人氏、岡田雅晴氏、加藤伸一氏、名取勝也氏、山口利昭氏、松木和道氏及び村田恒子氏が社外取締役に就任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額と致します。

第8号議案**監査役1名選任の件****(1) 議案の要領**

野中 智子（のなか ともこ）を監査役として選任する。

(2) 提案の理由

当社の現任監査役は、上述した取締役3名を含む現任取締役による不適切な対応に対して、YFOから繰り返しガバナンス上の問題点及びその是正を指摘されたにもかかわらず、一向に監督・是正できず、業務執行を監督する役割を十分果たせていません。

このため、現任監査役に欠けている独立性、実効性を改善するためには、ガバナンスの十分な専門性と独立性を有する監査役を選任することが不可欠です。

野中氏は、社外取締役等の豊富な経験を有し、ガバナンスの専門家として高い専門性と独立性を有する、ガバナンス体制の再構築を担う最適な人材といえます。野中氏を選任することによって、これまで当社の現任監査役のみでは十分に果たせてこなかった、当社の業務執行に対する経営監督機能を向上させ、不健全なガバナンス体制も改善します。

(3) 候補者の氏名、略歴等

野中 智子（のなか ともこ） 1956年6月3日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1995年4月	東京弁護士会登録、河鱒法律事務所 入所
1999年4月	東京銀座法律事務所 共同経営弁護士
2009年4月	最高裁判所司法研修所 民事弁護教官
2013年10月	法務省 新司法試験・司法試験予備試験考查委員（民事訴訟法）
2018年2月	野中・瓦林法律事務所 共同経営弁護士（現任）
2019年6月	福山通運株式会社 社外取締役（現任）
	<重要な兼職の状況> 野中・瓦林法律事務所 共同経営弁護士 福山通運株式会社 社外取締役
■ 所有する当社の株式の数：0株	

<p>■ 監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>野中氏は、28年以上の弁護士経験を有し、様々な法的問題に対処してきた豊富な経験を有するのみならず、最高裁判所司法研修所の民事弁護教官や法務省の新司法試験・司法試験予備試験考査委員を務めるなど、その法的知識や専門性は高く評価されています。また、2019年から上場会社である福山通運株式会社の社外取締役も務めており、上場会社の法務及びコンプライアンス及びガバナンスについても精通しています。そのため、野中氏は当社の監査役として、特に当社のガバナンスの問題について、当社取締役会が適切に対応を行っているか、監督する責任を果たすことができます。したがって、野中氏を社外監査役に選任することを提案致します。</p>
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>野中氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>

(注)

- (1) 野中智子氏は、社外監査役候補者であります。
- (2) 野中智子氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度と致します。

第7号議案「取締役選任議案」及び第8号議案「監査役選任議案」に対する反対理由

- ア. 新中期経営計画の実現のためには当社提案の取締役候補者及び監査役候補者による経営・関与が必要であること

第3号議案2.(7)のとおり、当社は、当社の新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がると確信しております。そして、第3号議案2.(1)のとおり、その実現のためには当社提案の取締役候補者による経営が不可欠であり、また、第4号議案2.(1)のとおり、当社提案の監査役候補者の関与が必要です。

- イ. YFOから買収されることにより当社の企業価値は著しく毀損するおそれ大きいこと

YFOらは、当社に対して、当社の経営課題に関する独自の認識を前提に、様々な施策を提案しております。しかしながら、YFOらの施策は、事実誤認に基づいたものが多く、当社が既に取組済または取組中の内容が大半を占めています。また、YFOらの提案内容は、建設業界の外部の者の視点による一般論に留まっており、当社の個別の事情を踏まえた具体的かつ有効な企業価値向上策は見当たりません。したがって、YFOらが主張する「定量化できる施策のみで～30億円のアップサイドが存在する」との試算は成り立たず、YFOらの企業価値向上策を遂行しても当社の企業価値が向上しないことは明らかです。詳細については、2023年5月24日付けの当社のYFO提案に対する意見表明プレスリリースもご参照ください。

また、2023年5月24日付けの当社のYFO提案に対する意見表明プレスリリースのとおり、YFOらは真摯な買収者とはいえない行為を繰り返していることに加えて、下記ウ.(ウ)c.のとおり、YFOらによる当社株式の取得経緯に関しては、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法及び不正競争防止法違反の疑いがあります。当社は、各関係当局に対して情報提供を行っており、一部の関係当局からは、当社からの情報を、不正に関する情報等として受け付けた旨の連絡を受けております。

当社は、社会インフラや国家防衛関連工事といった、関係者からの信頼が極めて重要な事業を多数手がけており、他社との激しい競争環境の中においては、違法性に対する懸念や疑念が生じた時点で、当社の受注活動に悪影響やハンディキャップを生じさせる可能性が高く、企業価値の大幅な毀損が懸念されます。

以上からすれば、YFOらによる当社の買収が当社の経営の基盤を崩壊させること

は明らかです。詳細については、2023年5月24日付けの当社のYFO提案に対する意見表明プレスリリースもご参照ください。

ウ. 本株主提案の各候補者の構成、資質に関する問題

(ア)本株主提案の候補者の構成が十分なスキル・マトリックスを有していると判断できないこと

当社提案の取締役候補者11名のスキル・マトリックスは、第3号議案2.(ウ)b.に記載のとおりですが、下記(ウ)a.のとおり、当社の役員指名・報酬委員会は、本株主提案の候補者との面談を実施できていないため、各候補者が有しているスキルは不明であり、本株主提案の候補者の構成が十分なスキル・マトリックスを有しているとは判断できません。

なお、YFOの2023年4月20日付け「東洋建設に提案する取締役・監査役候補者について」と題する資料において、YFOは、業務執行取締役として、「東洋建設社内から企業価値向上を目指す明確な意思と経営手腕を持った人材を登用」する旨を明らかにしております。しかしながら、本株主提案は登用する人材について具体的に明らかにしていないため、そもそもYFOの提案する最終的な経営体制は明確になっておりません。

(イ)本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者は、企業価値向上に繋がらないYFOの企業価値向上策に共感しており、当社を経営し、または経営の監督をする資質に欠けること

本株主提案の取締役候補者である山口利昭氏の2023年5月2日付け「貴社役員指名・報酬委員会による面談実施要請へのご回答」と題する書面(以下「2023年5月2日付け役員候補者回答」といいます。)には、本株主提案の取締役候補者・監査役候補者は、いずれもYFOが抱く当社の持続的成長への考え方に共感していることが明記されております。

しかしながら、上記イ.のとおり、YFOの企業価値向上策は当社の企業価値向上に繋がらないものであり、このようなYFOの企業価値向上策に共感していること自体が、本株主提案の取締役候補者・監査役候補者が当社を経営し、または経営を監督する資質に欠けることを明らかにするものであるといわざるを得ません。

(ウ)本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者は、当社のガバナンスに関する考え方に問題があること

- a. 当社役員指名・報酬委員会との面談要請を拒否しており、ガバナンス上必要である当社の役員指名プロセスを軽視していること

当社は、2023年5月9日付けの当社プレスリリースにてお知らせしたとおり、本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者と当社の役員指名・報酬委員会との面談について、本株主提案の候補者全員の総意として面談要請には応じない旨の連絡を受けました。

役員指名・報酬委員会は、取締役会の機能の独立性・客観性を強化するための機関であり、指名・報酬委員会による候補者の検討は当社のコーポレート・ガバナンス上必要な手続です。本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者は、このような重要なプロセスを軽視しており、当社のガバナンスに関する考え方に問題があるといわざるを得ません。

- b. 当社にはガバナンス上の「問題点」が存在しないにもかかわらず、当社のガバナンスに「問題点」があることを前提としたYFOの当社に対するガバナンスに関する考え方に何の根拠もなく共感していること

第3号議案2.(I)のとおり、YFOが主張するガバナンス上の「問題点」はいずれも事実に反しており、当社にはガバナンス上の問題は存在しません。しかしながら、2023年5月2日付け役員候補者回答に記載されているとおり、本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者は、いずれもYFOが抱く当社の健全なガバナンスへの考え方に共感しているとのことであり、当社にガバナンス上の「問題点」が存在することを前提としております。取締役候補者及び監査役候補者が何の根拠もなくYFOの主張に共感していることは、これらの候補者が当社のガバナンスに関して全く理解していないことを示しているといわざるを得ません。

- c. YFOには法令違反や秘密保持契約違反があるにもかかわらず、各候補者がYFOのガバナンスに関する考え方に共感していること

2023年5月9日付けの当社プレスリリース及び2023年5月24日付けの当社のYFO提案に対する意見表明プレスリリースにてお知らせしたとおり、YFO

らによる当社株式の取得経緯に関しては、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法、及び、不正競争防止法等の法令違反の疑いが存在します。また、YFOは、当社とYFOらとの間の2022年8月26日付け秘密保持契約により公表することが禁止される当社との交渉内容等の公表を繰り返し行い、同秘密保持契約上の秘密保持義務に違反しております。本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者は、上記b.のとおり、法令違反の疑いを有し、契約違反を繰り返しているYFOのガバナンスに関する考え方に共感しており、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンスについての基本的な考え方に問題があるといわざるを得ません。

(I) 本株主提案の業務執行取締役候補者の適正に疑義があること

本株主提案の取締役候補者のうち、業務執行取締役の候補者となっている吉田真也氏は、YFOとの間で当社の企業価値向上の検討に関するアドバイザリー契約を締結しているとのこと。YFOは、2022年5月18日に当社に対して公開買付けの申込みを行っており、当社の利益とYFOの利益が相反する状況が生じ得るにもかかわらず、このようなアドバイザリー契約が存在することは、吉田真也氏の取締役候補者としての適正に疑義を生じさせるものであると考えております。また、吉田真也氏は、当社の事業である海洋土木事業に関する経験を有しておらず、当社としては、当社提案の取締役候補者に比べて業務執行取締役として当社に貢献できるとはいえないと判断しております。

また、業務執行取締役の候補者となっている登坂章氏も同様に、当社の事業である海洋土木事業に関する経験を有しておらず、当社としては、当社提案の取締役候補者に比べて業務執行取締役として当社に貢献できるとはいえないと判断しております。

エ. 本株主提案に対する反対意見の決定については、当社の役員指名・報酬委員会における協議を踏まえ、取締役会において慎重に検討・審議した結果であること

第3号議案2.(ウ)及び第4号議案2.(I)のとおり、当社の取締役候補者及び監査役候補者の指名に当たっては、社外取締役が過半数を占める役員指名・報酬委員会(代表取締役2名及び社外取締役3名)において協議した上で、取締役会が決定することとなっております。

上記ウ(ウ)a.のとおり、役員指名・報酬委員会と各候補者との面談は各候補者の拒否によって実現しませんでした。本株主提案に対する反対意見の決定に当たって

は、役員指名・報酬委員会において本株主提案の候補者について協議した上で、取締役会において慎重に検討・審議した上で決定しております。

【ご参考】

- 2023年3月28日付けプレスリリース
 - ・ Yamauchi-No.10 Family Office が主張する当社のガバナンス上の「問題点」・「疑惑」に関する事実関係について
(<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/03/20230328-1.pdf>)
 - ・ Yamauchi-No.10 Family Office による法令違反の疑いに関する関係当局への情報提供について
(<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/03/20230328-2.pdf>)

- 2023年5月9日付けプレスリリース
 - ・ 株主提案の役員候補者による役員指名・報酬委員会との面談の拒絶について
(<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/20230509.pdf>)

- 2023年5月24日付けプレスリリース
 - ・ 合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office(旧合同会社 Vpg)及び株式会社 KITE による 当社株式に対する公開買付けの申込みに関する意見表明(反対)のお知らせ
(<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/20230524-1.pdf>)
 - ・ YFOらによる公開買付けの申込みへの反対意見に関する説明資料
(<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/20230524-2.pdf>)
 - ・ 役員候補者及び報酬額改定に関する会社提案議案の決定並びに株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ
(<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/20230524-3.pdf>)
 - ・ 株主提案に対する当社取締役会意見に関する説明資料
(<https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/20230524-4.pdf>)

第9号議案

取締役の報酬額改定の件

(1) 議案の要領

第7号議案の取締役9名選任の件の候補者の全部又は一部の選任が承認可決されたことを条件として、取締役の報酬限度額である月額33百万円のうち、社外取締役分を月額10百50万円以内とする。

(2) 提案の理由

当社の取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において、月額33百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内）とする旨決議されています。なお、決議時における取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）でした。

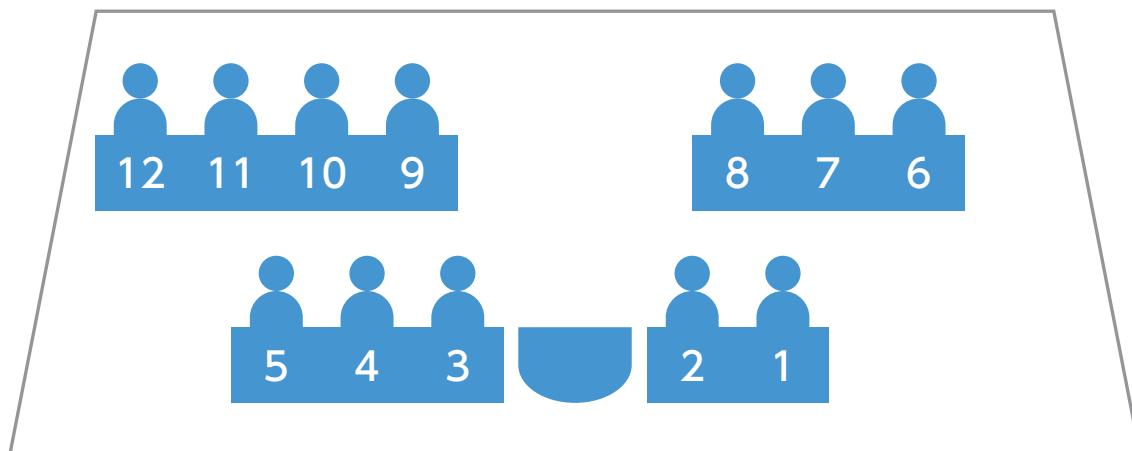
現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第7号議案が承認可決され、現任の6名の取締役（うち社外取締役3名）が再任されなかった場合、取締役は11名（うち社外取締役7名）となりますので、社外取締役の員数増加に伴い、社外取締役の報酬限度額の増額を提案します。

第9号議案「取締役の報酬額改定議案」に対する反対理由

当社はさらなるガバナンス強化を目指して第3号議案において6名の社外取締役候補者を提案しております。そのため、第5号議案2.のとおり、第5号議案において、今回増員が予定される社外取締役分の報酬額を増額し、取締役の報酬額を月額33百万円以内（うち社外取締役分月額12百万円以内）とすることを提案しております。したがって、これと異なる本株主提案の報酬改定議案には反対します。

以 上

第 101 回 定時株主総会 役員席次ご案内



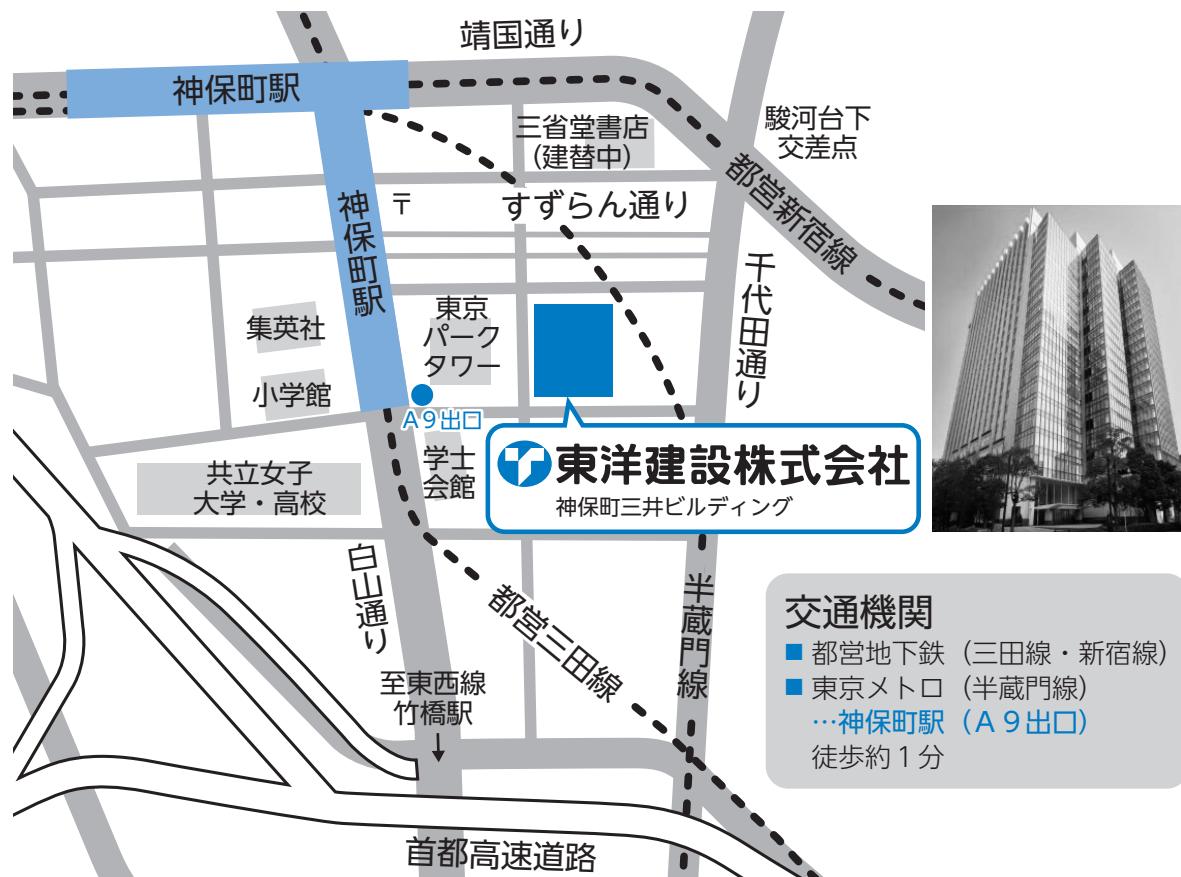
氏名	地位及び担当		席次
武澤 恭司	代表取締役社長	執行役員社長	2
平田 浩美	取締役	執行役員副社長 建築事業本部長兼安全環境部管掌	1
藪下 貴弘	代表取締役	専務執行役員 経営管理本部長兼サステナビリティ担当	3
大林 東壽	取締役	専務執行役員 土木事業本部長兼安全環境部管掌	4
佐藤 護	取締役	常務執行役員 経営管理本部副本部長	5
福田 善夫	取締役		6
吉田 豊	取締役		7
藤谷 泰之	取締役		8
乙成 哲	常勤監査役		9
福田 二郎	常勤監査役		10
染河 清剛	常勤監査役		11
保田 志穂	監査役		12

定時株主総会会場ご案内図

開催日：2023年6月27日（火曜日）

開催時刻：午前10時（受付開始 午前9時）

会場：東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
神保町三井ビルディング10階 TEL 03-6361-5450



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。